

第10節 電力・ガス取引監視等委員会	353
1. 電力・ガス取引監視等委員会の活動状況	353
2. 電力市場における適正な取引確保のための厳正な監視など	354
2. 1. 電力市場における競争状況	354
2. 2. 小売部門の監視について	358
2. 3. 送配電部門の監視について	361
2. 4. 電気料金及び託送料金の事後評価	363
2. 5. 監査	365
3. 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組	365
3. 1. 効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について	365
3. 2. インバランス料金制度の見直しについて	366
3. 3. 一般送配電事業者による調整力の公募調達について	367
4. ガス市場における適正な取引確保のための厳正な監視など	368
4. 1. ガス市場における競争状況	368
4. 2. 小売部門の監視について	370
4. 3. 導管部門の監視について	371
4. 4. 監査	371
5. ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組	372
5. 1. LNG 基地第三者利用の推進について	372
5. 2. ガスにおけるスイッチング業務の標準化について	373
6. 広報/消費者対策	374

第10節 電力・ガス取引監視等委員会

1. 電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

電力取引監視等委員会は、2015年9月1日に設立し、2015年6月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律」に基づき、2016年4月より電力取引監視等委員会にガス・熱に関する業務が加わり、電力・ガス取引監視等委員会（以下「当委員会」という。）に改編された。

「参照：第1図表 電力・ガス取引監視等委員会 組織図」

当委員会は、法律に基づき、①電力・ガス・熱の適正取引の確保やネットワーク部門の中立性確保に係る厳正な監視、②電力・ガス・熱の適正取引等に係るルールづくり、を主として行っている。

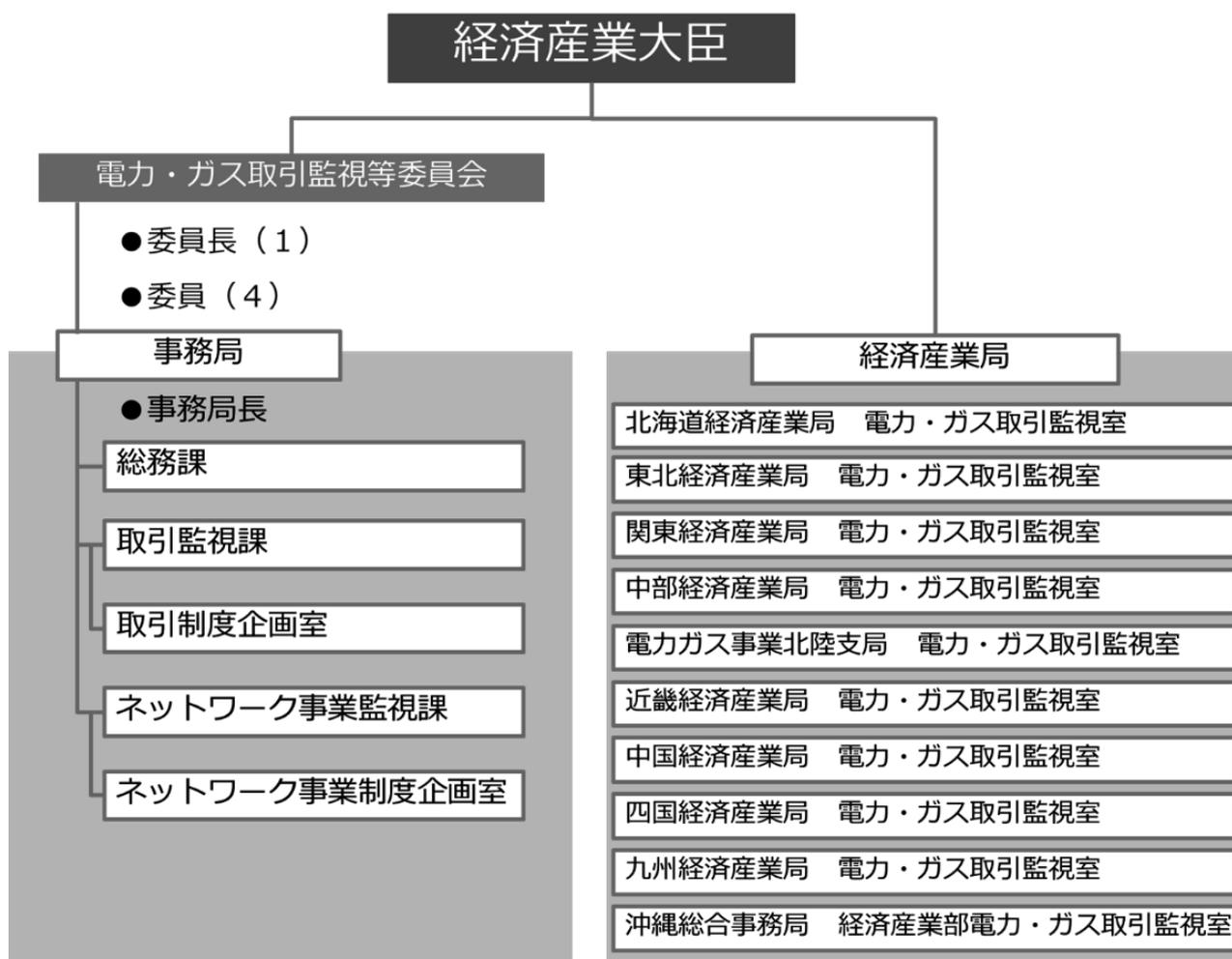
また、当委員会の下には、2017年度末時点で、制度設

計専門会合、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ、料金審査専門会合、火力電源入札専門会合の4つの専門会合が設置されていた。

2017年度（2017年4月1日～2018年3月31日）の各審議会の開催実績は、電力・ガス取引監視等委員会が60回、制度設計専門会合が12回、料金審査専門会合が5回、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループが7回、競争的な電力・ガス市場研究会が5回であった。「参照：第2図表 開催状況」

平成29年10月17日に第1回競争的な電力・ガス市場研究会が開催された。

第1図表 電力・ガス取引監視等委員会 組織図（2018年3月末時点）



第2図表 開催状況

会合名	開催時期	2017年度 開催実績	累積開催実績 (2017年3月末時 点)
電力・ガス取引監視等委員会	2015年9月1日～	60回	136回
制度設計専門会合	2015年10月9日～	12回	28回
送配電網の維持・運用費用の負担 の在り方検討ワーキング・グループ	2016年9月16日～	7回	11回
料金審査専門会合	2015年9月4日～	5回	29回
競争的な電力・ガス市場研究会	2017年10月17日～	5回	5回
火力電源入札専門会合	2015年12月22日～	0回	4回

2. 電力市場における適正な取引確保のための

厳正な監視など

2. 1. 電力市場における競争状況

(1) 新電力などへのスイッチング実績

2018年3月の電力取引報によると、電力の小売全面自由化で新たに自由化された低圧部門において、新電力への契約の切替えを選択した需要家が全国で約10.0%となっていた。また、地域の既存電力会社が設定した自由料金メニューへの切替えを選択した需要家も約6.3%となっており、両者を合わせると、約16.2%の消費者が自由料金メニューへの切替えを行っていた。「参照：第3図表 スイッチング実績（低圧）」また、全面自由化後、特高・高圧部門における新電力のシェアも増加しており、結果として、電力市場全体としては、新電力のシェアが約12.7%となっていた。「参照：第4図表 新電力の市場シェア（2012年4月～2018年3月）」

地域別には、低圧分野では、東京・中部・関西地域など、都市圏において新電力や既存電力の自由料金メニューへ切替えを選択した需要家の割合が高くなっており、東北・北陸地域においては、相対的に低い傾向にある。

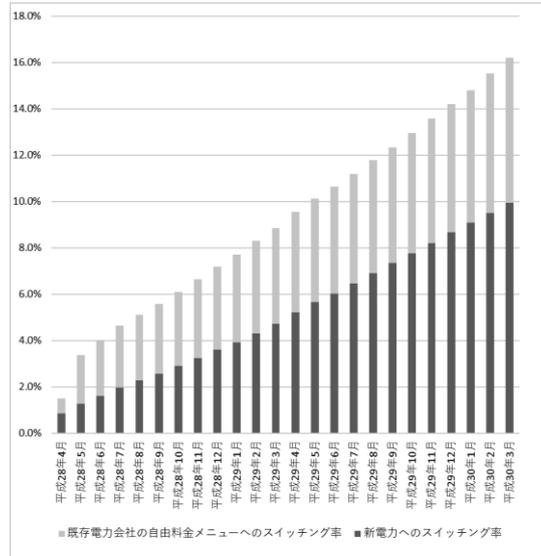
(2) メニューの多様化

新電力の提供する料金メニューを見ると、全体的な傾向としては、基本料金と従量料金の二部料金制からなる既存の料金メニューに準じた料金設定が多く見られた。他方、一部では、完全従量料金メニュー、定額料金メニュー、指定された時間帯における節電状況に応じた割引メニューなど、新しい料金メニューも提供されるようになった。

また、再生可能エネルギー等の電源構成や、地産地消型の電気であることを訴求ポイントとして顧客の獲得を試みる小売電気事業者の参入も見られ、中には需要家が発電所を選んで得票数の多かった発電所に報奨金を与えることができるなど、特色のある小売電気事業者も存在している。

さらに、電力消費の見える化（電気の使用状況の可視化）や、電気の使用状況等の情報を利用した家庭の見守りサービスなども提供され始めている。応援するスポーツチームとの繋がりや里山の景観保存など、需要家の好みや価値観に訴求するサービスも始まっている。

第3図表 スイッチング実績（低圧）



第4図表 新電力の市場シェア（2012年4月～2018年3月）



（3）卸電力取引の活性化について

電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が小売供給に必要な電源を市場から調達できるだけの卸電力市場の活性化が不可欠となっている。このため、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合では、卸電力市場の活性化に向けた取組などについての議論を行っている。「参照：第2図表 開催状況」

具体的には、制度設計専門会合において、①旧一般電気事業者による自主的取組の改善、②グロスビディングなどの卸電力市場活性化策の検討、③常時バックアップ

や相対取引に関する社内外取引価格の検証、④原子力再稼働や太陽光などが卸電力市場へ与える影響の分析などを実施した。

まず、①旧一般電気事業者による自主的取組の改善については、「電力システム改革専門委員会報告書」（2013年2月）において、旧一般電気事業者は必要な予備力を除く余剰電力を限界費用ベースで全量市場へ供出する旨の整理が行われているところ、旧一般電気事業者へのヒアリングなどを通じ、入札可能量の算定方式や入札価格設定方法の見直しなどの改善を提案することで、自主的取組の更なる改善を推進し、卸電力市場の流動性の向上を実現した。また、旧一般電気事業者が電源開発株式会社の保有する電源

(以下「電発電源」という。)と長期相対契約を締結している現状を踏まえ、契約内容の分析やヒアリングなどを通じ、電発電源の更なる切出しを実現した。

次に、②グロスビディングなどの卸電力市場活性化策については、諸外国における卸電力市場の活性化策も踏まえつつ、卸電力市場の流動性向上や価格指標性の向上、社内取引価格の透明性向上などを目的として、旧一般電気事業者の社内取引の一部又は全部について、必要量の買戻しを前提に取引所を介して売買するグロスビディングの導入に向けた取組を実施した。当委員会においては、グロスビディングの自己約定分に対する事業税課税などの課題を克服することで、第13回制度設計専門会合(2016年11月30日)において、旧一般電気事業者9社より、自主的取組としてグロスビディングを実施する旨の表明が行われており、2017年7月末時点において、表明のあった全ての旧一般電気事業者がグロスビディングを実施済みであることを確認した。今後、グロスビディングの評価方法や同取組が卸電力市場へ与える影響などについては、制度設計専門会合において検討を行う。

また、③常時バックアップや相対取引に関する社内外取引価格の検証については、発電設備の大宗を保有する旧一般電気事業者が新電力へ社内取引と同条件で取引を行っているかをデータに基づいて検証するべく、旧一般電気事業者の社内取引コストと常時バックアップ価格や新電力の電源調達コストなどの検証を実施している。また、旧一般電気事業者との競争格差などを分析するべく、公共入札に関する旧一般電気事業者と新電力の入札結果分析など

を実施するなど、データに基づいた競争環境の分析や検証を進めてきた。

さらに、④原子力再稼働や太陽光などが卸電力市場へ与える影響の分析については、2017年4月より、卸電力取引所へFIT電気が供出されることや原子力発電所の再稼働などの市場環境の変化を受け、これらが卸電力市場の流動性向上や価格にどのような影響を与えるかについて定量的な分析を行った。

その他、旧一般電気事業者や新電力へのアンケートを通じ、卸電力取引所に設置された発電情報公開システムの改修提案や沖縄地域における卸電力市場の活性化策の検討などを実施している。

上記の取組等により取引所取引量は大きく増加した。具体的には2016年度(2016年4月～2017年3月)の取引量は、2005年の市場開設以来、初めて200億kWhを突破し、販売電力量全体に占める2018年3月末時点の割合は、8.2%となっている。

加えて、当委員会では、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定期的に分析・検証するため、四半期毎に電力市場のモニタリングを実施した。「参照:第5図表 2017年10月～12月の報告における主要指標」

第28回制度設計専門会合までに、制度設計ワーキング・グループでの報告も含め、累計で12回にわたりモニタリングレポートを作成・公表しており、今後も継続的に電力市場のモニタリングを行う。

【モニタリングレポートの実施状況】

第1回 制度設計ワーキング・グループ

(2013年8月2日)

第6回 制度設計ワーキング・グループ

(2014年6月23日)

第13回 制度設計ワーキング・グループ

(2015年6月25日)

第4回 制度設計専門会合 (2016年1月22日)

第8回 制度設計専門会合 (2016年6月17日)

第11回 制度設計専門会合 (2016年9月27日)

第14回 制度設計専門会合 (2016年12月19日)

第16回 制度設計専門会合 (2017年3月31日)

第19回 制度設計専門会合 (2017年6月27日)

第22回 制度設計専門会合 (2017年9月29日)

第25回 制度設計専門会合 (2017年12月26日)

第28回 制度設計専門会合 (2018年3月29日)

第5図表 2017年10月～12月の報告における主要指標

			今回の御報告内容			
			2017年10月～12月			
			参考			
			前年同時期	2016年度		
			(2016年10月～12月)	(2016年4月～2017年3月)		
卸電力取引所	スポット市場	入札	売入札量前年同時期対比	1.3倍	1.2倍	1.1倍
			買入札量前年同時期対比	2.0倍	1.6倍	1.6倍
		約定	約定量	163億kWh	57億kWh	230億kWh
			約定量前年同時期対比	2.9倍	1.6倍	1.5倍
			平均約定価格 (システムプライス)	9.34円/kWh	8.25円/kWh	8.46円/kWh
	東西市場分断発生率		71.2%	47.3%	56.8%	
	市場前	約定	約定量	5.3億kWh	4.2億kWh	16.6億kWh
			平均約定価格	9.80円/kWh	8.23円/kWh	8.76円/kWh
		販売電力量に対するシェア		8.2%	3.0%	2.9%
	※ 小売市場 (参考)	電力量 販売	販売電力量	2,048億kWh	2,022億kWh	8,473億kWh
新電力			253億kWh	167億kWh	662億kWh	

※ 出所：電力取引報

2. 2. 小売部門の監視について

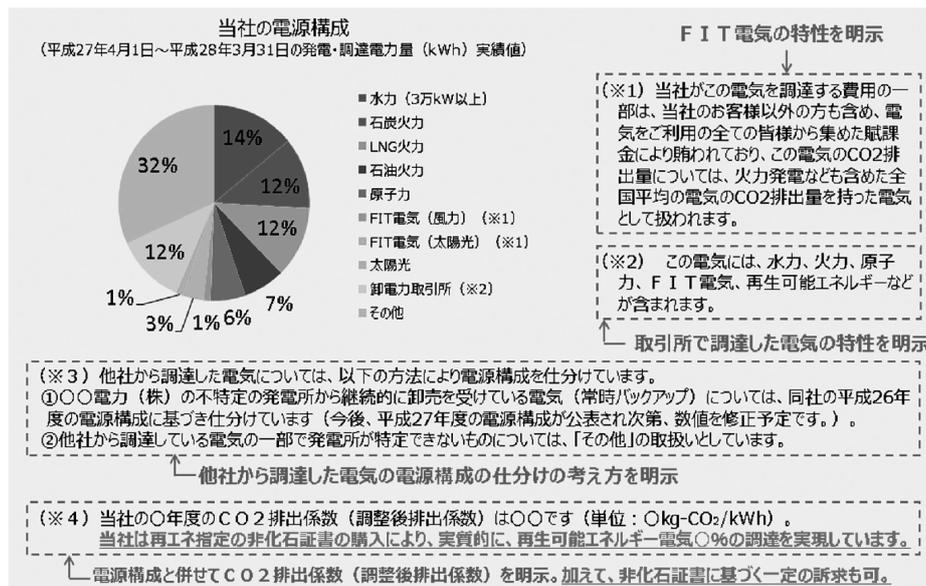
(1) 電力の小売営業に関する指針の改定

2016年4月からの電力小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえ、関係事業者が電気事業法などを遵守するための指針を示し、これにより電気の需要家の保護を図るため、2016年1月に新たなガイドライン（「電力の小売営業に関する指針」）を策定した。同年7月には小売電気事業者が、業務提携先である媒介・代理・取次業者を自社ホームページなどにおいて分かりやすく公表することを「望ましい行為」として追加するなどの改定を行うことについて委員会より建議し、経済産業大臣が改定した。

2017年6月には電気そのものの価値と環境価値（非化石価値）を分離して、環境価値のみを取引する「非化石価

値取引市場」が開設されることに伴い、①再生可能エネルギー指定の非化石証書を購入した小売電気事業者による「再生可能エネルギー指定の非化石証書の購入により、実質的に、再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現している」との訴求や、②非化石証書を購入した小売電気事業者による「非化石証書の購入により、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源（いわゆる「CO2ゼロエミッション電源」）●●%の調達を実現している」などとの訴求は、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、問題とならない旨明記するなどの改定を行った。「参照：第6図表 電源構成の開示の方法（表示の例）」

第6図表 電源構成の開示の方法（表示の例）



(2) 小売電気事業者に対する指導など

2016年4月には電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行った。また、当委員会の相談窓口などに寄せられた不適切な営業活動などについて、事実関係の確認や指導を行うとともに、独立行政法人国民生活センターと共同し、2016年3月～2017年11月の間に相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを8回行い、情報提供した。

(プレスリリースの実施状況)

第3回 2016年3月14日

2016年3月までの相談内容について

第4回 2016年4月1日

2016年3月までの相談内容について（自由化開始後）

第5回 2016年4月26日

2016年4月までの相談内容について

第6回 2016年6月17日

2016年5月までの相談内容について

第7回 2016年9月1日

2016年8月までの相談内容について

第8回 2016年11月16日

2016年10月までの相談内容について

第9回 2017年3月30日

2017年2月までの相談内容について

第10回 2017年11月30日

2017年10月までの相談内容について

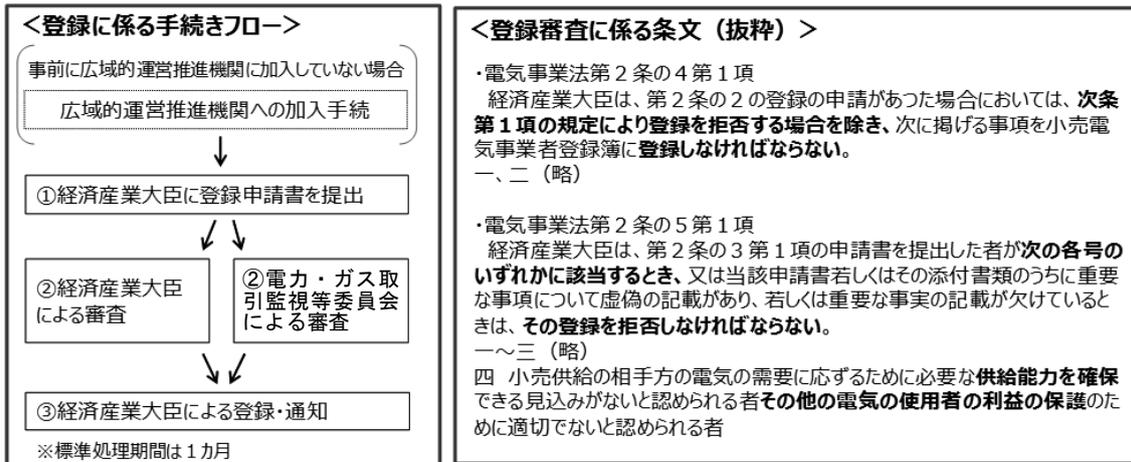
(3) 小売電気事業者及び小売供給の登録に係る審査

小売電気事業者の登録に係る審査に当たっては、資源エネルギー庁が、最大需要電力に応じるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるかという視点から、当委員会が、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、それぞれ審査を行ってきた。「参照：第7図表 登録に係る手続きフローと登録審査に係る条文（抜粋）」

2016年4月の電力の小売全面自由化に先立って、2015年8月から小売電気事業者の事前登録受付を開始し、順次審査を行った。

また、2018年3月末までに、585件（小売電気事業570件、小売供給15件）の登録申請を受け付け、当委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、488件（小売電気事業474件、小売供給14件）が登録された。

第7図表 登録に係る手続きフローと登録審査に係る条文（抜粋）



(4) 小売部門における勧告事例

適正な競争環境の確保の観点から、「適正な電力取引についての指針」などのガイドラインに基づき、当委員会が監視を行ってきた。

東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東京電力EP」という）は、2016年10月から2018年2月までの間、需要家に対し訪問営業又は電話営業により電力供給契約に係る供給条件について説明した際（電話営業においては供給条件について説明を行った後）、5,735件の需要家について、契約締結前交付書面を交付していなかった。

また、同社は、2017年5月から2018年1月までの間、需要家に対し訪問営業によりガス供給契約に係る供給条件について説明した際、6,606件の需要家について、契約締結前交付書面を交付していなかった（※電力供給契約及びガス供給契約をセットで契約しようとした際に契約締結前交付書面を交付されなかった需要家が5,282件いたことから、契約締結前交付書面を交付されなかった需要家の実数は、7,059件。）。

このため、当委員会は、本事案について、電力及びガスの適正な取引の確保を図るべく、電気事業法及びガス事業法に基づき、東京電力EPへの業務改善勧告を行った。同勧告の内容は、以下のとおり。

<東京電力EPに対する業務改善勧告の概要>

1. 契約締結前交付書面を交付しなかった需要家に対し、適切な措置（電力供給契約又はガス供給契約の継続の意思確認を含む。）を講ずること。
2. 需要家に対する契約締結前交付書面の不交付事案が今後発生しないよう必要な措置を講ずること。
3. 前記1.及び2.に基づいて講じた措置について、2018年4月2日までに、電力・ガス取引監視等委員会に対し、文書で報告すること。

同勧告に基づき、東京電力EPは、2018年4月2日付けで以下のとおり回答している。

<業務改善勧告に対する東京電力EPの回答の概要>

需要家対応について

契約締結前交付書面を交付しなかったとされる7,059件の需要家のうち、再度の確認で適切に当該書面を交付していたことが判明した157件を除く6,902件の需要家に対し、2月7日および8日に「お詫びの文書」を郵送または持参し、その後電話や訪問により契約継続の意思確認を実施。この際、解約の意向のあった需要家にはスイッチングの手続きを説明する等の対応を実施。

「申込意思が不明確」を理由に解約した需要家を対象に、営業拠点の管理・監督を行う立場にない部署の職員により、営業当時の経緯の詳細について再ヒアリングを行い「申込意思が不明確」な解約事案を担当した営業職員に対し、営業部門以外の企業倫理担当等がヒアリングを実施した。この結果、需要家に契約の意思がないことを認識しつつ需要家に無断で契約を締結したと認めるに足る事実は確認できなかった。

再発防止策について

経営陣のコンプライアンスへのコミットメント
規範を容易に遵守できる環境の整備
不祥事の芽を早期に摘み取る仕組み作り

また、東京電力EPは、2018年4月2日以降に改めて営業職員に対して研修を実施し、営業職員が新しい内規および法規範と業務の関係について理解していることを確認した上で、営業を再開する予定である旨、当委員会に対して報告した。

2. 3. 送配電部門の監視について

2016年4月の電力小売全面自由化に伴い、各需要家の電気使用量は、毎月、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東京電力PG」という。）などの一般送配電事業者が検針し、小売電気事業者へ通知する仕組みとなった。こうした中、東京電力PGにおいて、情報システムの不具合などにより、同年4月分の電気使用量から小売電気事業者への通知遅延が発生した。「参照：第8図表 通知遅延の概要」

これにより、小売電気事業者から各需要家に対する電気料金の請求が遅れるなどの影響が生じることとなった

め、資源エネルギー庁及び当委員会から、2度にわたり、システムの不具合の詳細と対策などを求める報告徴収を行った。これらの報告徴収に対する回答などを受け、当委員会において検討を行った結果、①約2万件に及ぶ最終需要家に影響が生じていること、②小売電気事業者の切替えを行った最終需要家にとっては、切替えをした結果、電気料金の請求書送付が遅れた形となり、切替え先の小売電気事業者の信用に影響が生じていることなどが確認され、電気事業法第66条の11第1項に規定された「電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるとき」に該当すると判断したため、同月17日付けで、同社に対し、業務改善勧告を発出した。

本勧告に基づき、同社は、同年7月1日付けで改善計画を策定した。

その後も、当委員会は、同社の改善計画の実施状況について月2回報告を受け、状況をフォローするとともに、当委員会の職員が月2回程度同社を訪問し、状況を把握し、追加的な対策を求めるなど、問題の解決に向けた指導を行った。また、同社社長に当委員会での説明を求めるなどの対応も行った。その結果、東京電力PGにおける取組により、2017年2月以降、やむを得ない理由を除き、4営業日以内の通知が概ね実現した。

引き続き、事態の正常化に向けて、指導を続けた結果、同年6月7日付けの同社からの報告により、同社における電気使用量の通知遅延とそれによる関係事業者及び需要家などへの影響は概ね収束しつつあり、また、今後の再発防止策などの実施について一定の見通しが立ったと考えられることから、これまで月2回の提出を求めてきた同社の改善計画の実施状況の報告を終了することとした。

第8図表 通知遅延の概要



2. 4. 電気料金及び託送料金の事後評価

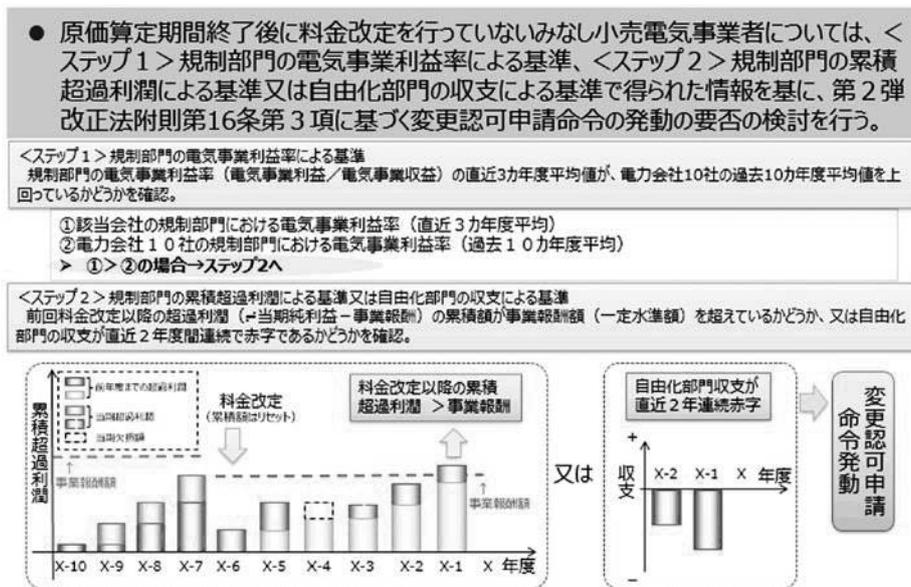
(1) 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価

家庭など規制部門に適用される電気料金については、原価算定期間終了後に小売電気料金の原価の洗い替えを行わない場合において、引き続き当該料金原価を採用する妥当性については、従来、経済産業省で評価を実施するとともに、経済産業省及びみなし小売電気事業者各社において、以下のような情報公開の取組を実施している。「参照：第9図表 料金変更認可申請命令に係る審査基準」

①経済産業省において、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認し、その結果を公表する(必要に応じて、料金値下げに係る変更認可申請命令の要否を検討する)。

②みなし小売電気事業者各社において、規制部門と全社計に区分した人件費等の実績値の比較結果をホームページで公表する。

第9図表 料金変更認可申請命令に係る審査基準



(2) 一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、中長期的な人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズの増加、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応し、将来的に託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められる。

以上のような問題意識のもと、料金審査専門会合（以下、「専門会合」という。）では、託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立の実現を目指して、2016年度託送収支の事後評価を実施し、①効率化に資する他社の取組の導入や、仕様の統一化等を通じた調達合理化を進めることで、更なる費用削減を図ること、②中長期的な観点から、計画的かつ効率的に設備投資や高経年対策を進めること、の2点について重点的に議論した。

(2016年度託送収支の状況：収支全体について)

2016年度の当期超過利潤累積額について、値下げ命令の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった（ストック管理）。また、想定単価と実績単価の乖離率について、値下げ命令の発動基準となる▲5%以上の事業者はいなかった（フロー管理）。

収入面においては、主に電力需要が減少したため、北陸を除く9社で2016年度の実績収入が想定原価を下回った。一方、費用面においては、北海道電力、東京電力PG、関西電力、九州電力の4社については、主に設備関連費の減少により、2016年度の実績費用が想定原価を下回った。他の6社については、主に人件費・委託費等の増加により、2016年度の実績費用は想定原価を上回った。

この結果、2016年度の託送収支においては、東京電力PG、関西電力、九州電力を除く7社で当期欠損となった。

(コスト削減に向けた取組)

(ア) 経営効率化に向けた各社の取組状況について

今回の事後評価で、各社とも様々な経営効率化に資する取組を行い、費用削減に向けて努力していることを確認した。こうした各社の取組は評価されるべきものである。

各一般送配電事業者には、他社の取組事例も参考に、特に各取組の展開性や削減率の大きさなども考慮しつつ、各社で取り入れられる取組は積極的に取り入れ、更なる効率化やコスト削減に向けて様々な取組を進めることを求めていく。

(イ) 送配電設備の仕様の統一化等について

(i) 仕様統一化の状況

代表的な設備について各社の仕様を確認したところ、例えば架空送電線といった共通性が高いと考えられる設備であっても、事業者によって仕様が様々であった。気候の違いなどによるものもあると考えられるが、仕様を細分化し他社と異なる仕様となっていることで、それぞれの市場が小さくなり調達コストの上昇につながっている可能性もある。

このため、今後、各社においては、調達コストの削減に向けてJIS規格の採用といった取組だけではなく、事業者間の仕様の差の実態を把握してその必要性を精査し、国際調達を可能にすることも含め可能な限り仕様の標準化・共通化を進めるよう取り組むべきである。

(ii) 調達の状況

代表的な設備の調達単価について、専門会合の委員及び事務局で具体的な情報を確認し、その経年変化を分析したところ、震災前に比べて調達単価が大きく減少している事業者もいた。このため、当該事業者に調達単価の低減に向けた取組を確認したところ、共同調達、新規取引先の開拓、競争発注の拡大等を含む様々な取組を行っていることが判明した。

各社においては、他社の取組事例も参考に、取り入れられる取組は積極的に取り入れ、更なる調達コスト削減に向けた取組を進めることを求めていく。

なお、調達コスト削減に当たっては、調達価格を比較可能な形で公表し、多様な視点から評価されることが有効であると考えられる。

(iii) 競争発注比率

調達コストの低減を図るには、競争発注比率の向上など発注方法の改善に取り組み、受注業者間のエリアを越えた競争を促進することも重要である。

各社の送配電部門の競争発注比率について経年比較を行ったところ、各社の競争発注比率は年々上昇し、2016年度には70%以上となる事業者がいる一方、東北電力、四国電力では30%程度にとどまることを確認した。

(ウ) 効率化に向けた取組の公表と着実な実施

上記を踏まえ、各社においては、更なる効率化に向けた今後の取組を具体化するとともに、効率化に向けた様々な努力を需要家である国民も確認することができるよう対外的に公表し、着実なコスト削減に取り組むことを求めていく。また、その具体化に当たっては、可能な限り定量的に説明を行うことが望ましい。

(計画的かつ効率的な設備投資や高経年化対策の推進)

(ア) 高経年化対策について

経済成長に応じて整備されてきた設備が、今後、高経年化を迎える中、送配電事業者が求められるサービスレベルを将来にわたりできる限り低コストで維持し、将来的に託送料金を最大限抑制するためには、中長期的視点で計画的かつ効率的に高経年化対策を進めることが重要である。

各社の高経年化対策にかかる計画を確認したところ、各社とも3～10年程度の中長期計画を作成し、高経年化対策に取り組んでいた。その際、設備の劣化状況进行评估して、延伸化の措置を講じるなどコスト削減にも努めていた。

しかし、各社の設備関連費について見ると、グループ全体の収支・財務状況等を考慮して修繕等を一時的に繰延べたため設備関連費が減少したと見受けられる事業者もいた。

各社においては、中長期的にトータルコストを最小化するよう、IoTやAIの活用など、最新のアセットマネジメントの手法等も取り入れ、更なる費用削減に向けた検討等を継続的に行って計画を随時見直しつつ、その中長期的な計画に基づいて着実に高経年化対策を進めるべきである。

(イ) 設備投資について

各社とも設備投資の考え方に沿った3～10年程度の中長期的な設備投資計画を作成していた。今後、各社には、

電力システムの既存設備をそのまま維持するのではなく、再生可能エネルギーの導入拡大や人口減少といった事業環境の変化も踏まえ、将来の系統がどうあるべきか検討し、適宜計画を見直し、効率的に設備投資を実施していくことが求められる。

2. 5. 監査

電気事業法第105条及び第2弾電気事業法附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者(以下「一般送配電事業者など」という。)13社に対して監査を実施した。

2017年度監査においては、電気事業において、昨年度に引き続き託送供給に伴う禁止行為禁止を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」(2017年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省)に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

2017年度において実施した監査の結果については、監査実施者から45件の指摘事項の報告があり、当委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の12及び改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を10事業者(18件)、書面による所要の行政指導を9事業者(27件)に対して実施した。

3. 電力市場のさらなる効率化、競争促進のための取組

3. 1. 効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について

制度設計専門会合では、2015年秋以降、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力システム改革の進展など電力市場を取り巻く環境変化を踏まえ、①送配電網の維持・運用コストの抑制・低減、②公平性の確保、③イノベーションの促進の観点より、関係事業者などからのヒアリングを行いつつ、検討を進めてきた。

2016年7月の第9回制度設計専門会合において、それまでの検討内容を踏まえ、一旦論点整理を行いました。具

体的には、①発電事業者の負担の在り方、②小売事業者の負担の在り方、③ネットワーク利用の効率化の推進、と論点を大きく3つに分け、また、それらは相互に深く関連することから、今後、一体として、引き続き関係者の意見も聴きながら検討を深めていくこととなった。

2016年9月、上記の各論点について検討を深めるため、制度設計専門会合の下に送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ（座長：横山明彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）が設置され、2017年6月、第6回送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループにて、これまでのワーキ

ング・グループにおける議論の論点を整理し今後の検討課題について示した「検討すべき論点」を公表した。

3. 2. インバランス料金制度の見直しについて

2017年3月の資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会において、インバランス料金制度の見直しに向けた議論が開始され、現行制度の前提となっている予見可能性及び事業者による同時同量達成のためのインセンティブの検証などの論点が示された。【参照 第10図表 制度検討作業部会にて示された論点】

第10図表 制度検討作業部会にて示された論点

論点（インバランス料金制度の見直し）

論点	概要
現行制度の前提となっている予見可能性の検証	現行のインバランス料金制度は、計画値同時同量の達成を促す上で、事業者の予見可能性がない仕組みを目指して設計されている。しかしながら、 固定的な地域間値差（β値）の存在等により、事業者にとって一定程度予見可能な仕組みとなっているのではないか。
事業者による同時同量達成のためのインセンティブ	現行のインバランス料金制度は、需給状況を踏まえた単価変動（α値）の変動に限度がある等の理由により、 結果的に、事業者が同時同量を達成するためのインセンティブが十分動いていないのではないか。 各事業者が適切な需給予測を行い、需給を一致させる努力が経済合理性をもたらす仕組みとなっているかを検証し、必要に応じて見直しを行う必要があるのではないか。
敢えてインバランスを発生させることによる裁定取引への対応	現行インバランス料金制度の下で、 意図的にインバランスを発生させた事業者に対しては、国による業務改善命令等の対象となり得るものとしている。他方、こうした不適切な行為に対する誘因が相当程度存在するのであれば、見直しを行うことが適当ではないか。
リアルタイム市場創設を見据えた料金制度の検討	リアルタイム市場創設以降においては、インバランス料金精算に当たってはリアルタイム市場価格をベースに実施することが考えられる中、現行のインバランス料金制度の見直しに当たっては、 将来のあるべき制度を見据えて検討することにより、料金制度の考え方が全体として整合性を保てるようにすることが重要 ではないか。 ※ただし、現行制度に問題があれば、速やかに暫定的な対応を行うべきではないか。

2016年4月の電力小売全面自由化以降のインバランス単価は、市場価格をベースに2つの調整項（α：系統全体の需給状況に応じた調整項、β：各地域の需給調整コストの水準差を反映する調整項）で補正して算定するとされているところ、2017年5月の制度設計専門会合では、制度検討作業部会における論点を踏まえ、2016年度のインバランス単価について分析を行った。

① αの分析結果

全体的な傾向としては、全国大のインバランスが不足の場合にはαが1より大きく、全国大でのインバランスが余剰の場合にはαが1より小さくなり、αは想定された動き

をしていたことが確認された。しかしながら、全国大のインバランスが不足でありながらαが1より小さいケースや、全国大のインバランスが余剰でありながらαが1より大きいといったαが想定とは異なる動きをしているケースも複数回あり、その主たる要因はαの上下限値であると考えられた。

② βの分析結果

地域におけるインバランス単価とエリアプライスの関係を確認したところ、インバランス単価とエリアプライスとの関係が大きく異なっており、一定程度予見可能な状況

となっていることが確認できた。その主な要因は、 β による補正と市場分断による価格差であった。

制度設計専門会合においては、これらの分析結果を踏まえ、 α の上下限の設定の変更（上限値の引上げ、下限値の引下げ）及び全ての地域の β を0（一部の地域については必ずしも予見可能性を十分に低減できるわけではない点に留意が必要）とする見直し案の提言を行った。なお、資源エネルギー庁は、当該提言も踏まえ、2017年10月、 α の上下限を20%から3%とし、エリアプライスとシステムプライスの差を新たな β とするインバランス料金の見直しを行った。

3. 3. 一般送配電事業者による調整力の公募調達について

2016年4月1日に、電力小売全面自由化や新たなライセンス制の導入を定めた第2弾改正電事法が施行され、これまで旧一般電気事業者が自社の発電設備を用いて行ってきた、系統全体の周波数維持などの高品質な電力供給を確保する業務であるアンシラリーサービスは、一般送配電事業者が担うこととなった。また、一般送配電事業者は、アンシラリーサービスの実施に必要な電源などを調整力として発電事業者などから調達するとともに、その調整力の確保に必要なコストは託送料金で回収される仕組みとなった。この仕組みにより、発電事業者などによる競争が進み、多様な発電事業者などの参画による調達が可能な調整力の量の増大や、質の向上、一般送配電事業者による更なる効率的な調整力の活用が期待されている。

この仕組みは、一般送配電事業者による調整力の調達が公平性・透明性を確保した上で行われることを前提として機能するものであることから、2016年度から行われる一般送配電事業者による調整力の調達は、原則として、公募などの公平性かつ透明性が確保された手続により実施する必要があるが、その手続の具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられている。

このため、事前に一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方を示し、調整力の公募調達が公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、当委員会の下に設置した制度設計専門会合において、同年4月から7月にかけて、公平性や透明性が確保さ

れた公募調達の実施方法や当委員会による監視の在り方などについて議論を続け、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」として、公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法などを取りまとめた。

<「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」の主な内容>

- ・公募調達の実施に当たり、一般送配電事業者が説明すべき事項、契約期間、費用精算などの主な契約条件、落札の評価などの考え方

- ・公募調達についての意見募集や公募調達の実施後における契約金額などの開示の考え方

- ・公募調達の実施後に行う監視の在り方

当委員会では、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づいた指針を制定することが、電力の適正な取引の確保を図るために必要があると判断したため、電気事業法第66条の13第1項の規定に基づき、同年9月、経済産業大臣に対して建議を行った。

その後、本建議を踏まえ、経済産業大臣により、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」が制定され、一般送配電事業者は当該考え方にに基づき、2017年度分の調整力の公募調達を実施した。

公募ガイドラインにおいて、「調整力の必要量の適切性」、「電力量(kWh) 価格の適正性」、「メリットオーダーの状況」を確認することが明記されていることから、2016年度及び2017年度に実施された公募に対し、入札事業者がどのような考え方に基づき電源を選定して入札したか、また、その際のkW価格をどのように算定したか、実運用段階におけるkWh価格の設定に係る考え方を確認し、2018年1月に公表した。

公募ガイドラインにおいては、情報の公開についても定められており、委員会では、2017年4月からの調整力の運用に関する情報をホームページで公開している。

第 11 図表 月間契約変更（スイッチング）実績（2017 年 4 月～2018 年 3 月）

2017年度の契約変更件数(件)								
変更前	一般ガス導管事業者		みなし小売		新規小売			合計
変更後	みなし小売	新規小売	一般ガス導管事業者	新規小売	一般ガス導管事業者	みなし小売	新規小売	
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0
東北	0	0	0	0	0	0	0	0
関東	0	0	0	203,617	0	3,263	0	206,880
中部・北陸	0	0	0	95,640	0	935	0	96,575
近畿	0	0	0	334,350	0	4,600	0	338,950
中国・四国	0	0	0	0	0	0	0	0
九州・沖縄	0	0	0	44,576	0	582	0	45,158
全国計	0	0	0	678,183	0	9,380	0	687,563

第 12 図表 指定旧供給区域内における累積契約変更件数（2017 年 4 月～2018 年 3 月）

種別	累積の契約変更件数					累積スイッチング率				
	自社内変更		離脱	受入	合計	自社内変更		離脱	受入	合計
	規制料金	自由料金	規制料金	自由料金		規制料金	自由料金	規制料金	自由料金	
変更前	規制料金	自由料金	規制料金	自由料金	合計	規制料金	自由料金	規制料金	自由料金	合計
変更後	自由料金	規制料金	自由料金	規制料金		自由料金	規制料金	自由料金	規制料金	
家庭用	1,020,292	1,614	458,547	4,445	1,484,898	7.4%	0.0%	3.3%	0.0%	10.7%
商業用	63,867	773	13,061	67	77,768	11.3%	0.1%	2.3%	0.0%	13.7%
工業用	3,164	92	417	3	3,676	12.8%	0.4%	1.7%	0.0%	14.9%
その他用	12,412	147	1,577	4	14,140	11.1%	0.1%	1.4%	0.0%	12.6%
全国計	1,099,735	2,626	473,602	4,519	1,580,482	7.5%	0.0%	3.3%	0.0%	10.8%

4. ガス市場における適正な取引確保のための厳正な監視など

4. 1. ガス市場における競争状況

(1) 新規参入者などのスイッチング実績

ガス取引報によると、ガスの小売全面自由化で新たに自由化された市場において、都市ガス小売事業者間のスイッチングは2018年3月末時点において、関東、中部・北陸、近畿、九州・沖縄で発生しており、特に関東においては、複数の事業者が新規参入し新たに需要家を獲得するなど、一定の競争が働いてきている。また、特に経過措置料金規制の対象とされている関東、中部、近畿の3大都市圏では、ガス小売全面自由化を契機に、新規参入者・既存事業者のいずれもが、経過措置料金メニューに比べて割安な新メニューを提供している。「参照：第11図表 月間契約変更（スイッチング）実績（2017年4月～2018年3月）」「参照：第12図表：指定旧供給区域内における累積契約変更件数（2017年4月～2018年3月）」

(2) メニューの多様化

ガス小売全面自由化を契機に、全国各地のガス小売事業者が新たな料金・サービスメニューの提供に取り組んでおり、

料金・サービスの多様化が進んでいる。各事業者が提案する新メニューでは、ガス料金の割引を行うもの、電力や通信といった他のサービスとのセット割引を行うもの、料金支払いに対しポイントを付与するもの、顧客の見守りサービスを提供するもの、トラブル時の駆けつけサービスを提供するもの、ガスの使用量や料金の見える化サービスを提供するもの、といった類型が見られる。新たな料金・サービスメニューを選択可能な地域の需要案件数は、2018年3月時点で全体の約9割に達している。「参照：第13図表 ガス事業者のサービス向上に向けた新たな取組み」

(3) ガス市場の状況報告

2018年3月末現在で63の事業者が新規ガス小売事業者としての登録を受けた。（うち15事業者は旧簡易ガス事業のみを営む。）

新規ガス事業者の2017年度の販売量は41.7億m³であり、これは全体の販売量の約1割を占めることとなった。「参照：第14図表 販売量実績（2017年4月～2018年3月）」

第 13 図表 ガス事業者のサービス向上に向けた新たな取組み



第 14 図表 販売量実績 (2017 年 4 月～2018 年 3 月)

地域	総販売量 (千m3:標準熱量45MJ換算)		新規ガス小売事業者総販売量 (千m3:標準熱量45MJ換算)	
	販売量	比率	販売量	総販売量に対する比率
北海道	779,571	1.97%	54,840	7.03%
東北	989,712	2.50%	354,865	35.86%
関東	20,513,206	51.73%	1,671,855	8.15%
中部・北陸	4,559,030	11.50%	252,799	5.55%
近畿	9,290,811	23.43%	821,964	8.85%
中国・四国	1,394,010	3.52%	89,316	6.41%
九州・沖縄	1,288,726	3.25%	82,312	6.39%
その他	837,704	2.11%	837,704	100.00%
全国計	39,652,770	100.00%	4,165,654	10.51%

4. 2. 小売部門の監視について

(1) 小売料金に係る特別な事後監視

(経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における旧一般ガス(又は旧簡易ガス)の利用率が50%を下回る事業者については、他燃料との競争が行われていると考えられたため、小売料金の合理的でない値上げが行われることは想定されにくい、50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域等の料金水準を、3年間監視することとされている。

2017年4月～2018年3月にかけて、旧一般ガス(及び旧簡易ガス)事業者365者(1,079区域)を対象に調査を行い、標準家庭における1ヶ月のガス使用量及びガス料金などの情報を収集した結果、料金改定を行った際に、需要家への説明が不十分だった事業者等に対し、文書による指導等を行った。

(2) ガス小売事業者に対する指導など

2017年4月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、ガス事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行った。また、電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口などに寄せられた不適切な営業活動などについて、事実関係の確認や指導を行うとともに、独立行政法人国民生活センターと共同し、2016年12月～2017年

8月の間に相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを3回行い、情報提供を行った。

(参考) プレスリリースの実施状況

第1回 2016年12月15日 連携協定締結について

第2回 2017年3月30日

2017年2月までの相談内容について

第3回 2017年4月28日

2017年4月までの相談内容について

第4回 2017年11月30日

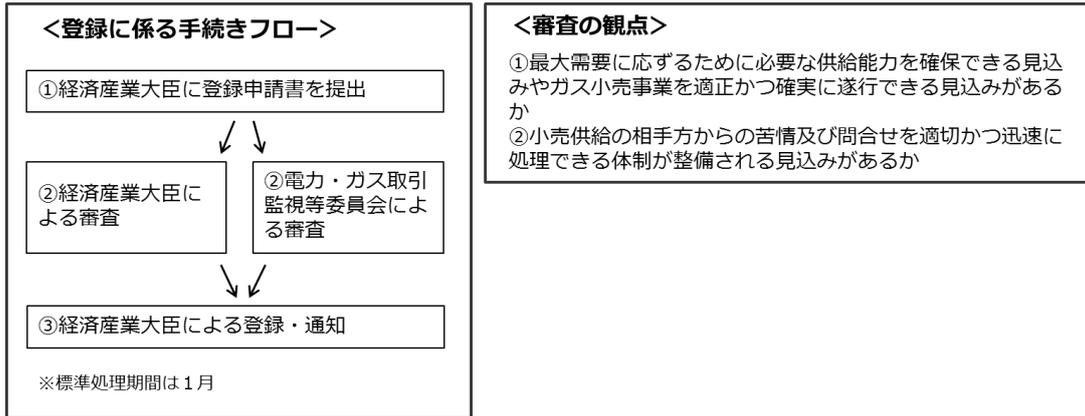
2017年10月までの相談内容について

(3) ガス小売事業者の登録に係る審査

ガス小売事業者の登録に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が、最大需要に応じるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるかという視点から、当委員会が、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、それぞれ審査を行っている。「参照：第15図表 登録に係る手続フローと登録審査の観点」

ガスの小売全面自由化に先立って、2016年8月からガス小売事業者の事前登録受付を開始し、順次審査を行い、2018年3月末現在で63の事業者が新規ガス小売事業者としての登録を受けた。(うち15事業者は旧簡易ガス事業のみを営む。)

第 15 図表 登録に係る手続きフローと登録審査の観点



4. 3. 導管部門の監視について

(1) 託送供給申込みに対する不適切な対応問題

①ガス小売事業者A社は、一般ガス導管事業者B社に対して、複数の託送供給検討申込みを行ったところ、B社は、当該申込みについて検討した結果、「受入不可」などの回答をA社に対して行った。A社は、当該回答及びB社からの説明について、納得できるものではないとのことから、委員会に対し、B社の回答及び説明が合理的かつ適切なものであったか検証して欲しいとの相談を行った。

委員会は、A社からの相談を受けて検討を行った結果、B社の説明は託送供給を拒否する「正当な理由」に該当するものではないと判断したため、B社に対し、委員会の指摘を踏まえた再回答などを行うよう指導を行った。

(2) 託送供給申込みに対する不適切な対応問題

②ガス小売事業者C社は、一般ガス導管事業者D社に対して、託送供給検討申込みを行ったところ、D社は、当該申込みについて検討した結果、一定の前提条件を付した上で「受入可」の回答をC社に対して行った。C社は、当該回答及び説明について、納得できるものではないとのことから、委員会に対し、D社の回答及び説明が合理的かつ適切なものなのか検証して欲しいとの相談を行った。

委員会は、C社からの相談を受けて検討を行った結果、D社の説明は合理的でない懸念される部分があり、その点を指摘したところ、D社からC社に対して再回答が行われた。C社は、当該再回答を合理的な内容と評価し、その内容で合意がなされ、協議が終了した。

4. 4. 監査

ガス事業法第 170 条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第 45 条の 2 の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（224 社）に対して実施した。

2017 年度において実施した監査の結果については、監査実施者から 126 件の指摘事項の報告があり、当委員会でも内容を確認した結果、ガス事業法第 178 条第 1 項及び改正法附則第 37 条第 1 項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第 179 条第 1 項及び改正法附則第 38 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を 59 事業者（113 件）、書面による所要の行政指導を 5 事業者（13 件）に対して実施した。

5. ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組

5. 1. LNG 基地第三者利用の促進について

2017 年 4 月より LNG 基地の第三者利用が制度化され、ガス製造事業者（ガスの製造に供するタンク容量 20 万 kL 以上の LNG 基地を維持、運用する事業者）は受託製造約款の届け出や、LNG タンクの容量等の公表が義務付けられた。

LNG 基地の第三者利用によりガス市場の競争が促進されるよう、「正当な理由なく受託製造を拒んでいないか（ガス事業法第 89 条第 5 項参照）」の視点に基づき、下記のような監視を実施した。

- ① ガス製造事業者から収集するガス受託製造に関する状況に基づく申請/利用状況等の把握
- ② 第三者からの申請があった場合においては、ガス製造事業者へのヒアリングを通じて、申請への対応に問題がないか確認

また、2017 年度における利用申請は全体で 2 件に留まったこと等を踏まえ、基地利用可能性のある商社、石油系企業等を対象とした基地利用ニーズの調査を行い、利用促進に支障を来す制度の問題点を明らかにするとともに、来年度以降改善していくべき点を整理した。

基地利用可能性のある事業者から挙げられた基地利用制度に対する意見

- ① 製造設備の余力（情報開示が不十分、余力の判定方法が厳しい）
- ② 基地利用料金（情報開示が不十分、利用料金が高い）
- ③ 事前検討申込時に必要な情報（求められる情報が過剰）

5. 2. ガスにおけるスイッチング業務等の標準化について

2017年4月の全面自由化に向けて、円滑なスイッチングが行われるよう、それ以前よりスイッチング業務フロー等の標準化がなされてきた。他方、自由化後も要求情報やレイアウトといった詳細な事項を中心に、業務の標準化にはいまだ多くの課題が残っていたことから、更なるスイッチング環境等の整備に向けた課題を整理するとともに、各課題に対する具体的な方針・アクションを策定し、また、標準化の具体的な進め方を定めた。

スイッチング業務等の標準化の進め方

- 電力・ガス取引監視等委員会も積極的に関与しつつ、新規事業者と導管事業者（一般社団法人日本ガス協会がガス導管事業者の意見を集約）の間で協議を行い、標準化を進めていく。
- 制度設計専門会合において適時検討状況を報告するとともに、必要な議論を行うなどフォローアップを行っていく。

第16図表 ガスのスイッチング環境等の整備に向けた課題

①要求情報	③情報共有手段
<ul style="list-style-type: none"> ◆ スwitching手続きに本来不要な14条書面やお客様申込書といった情報を追加的に要求される。 ◆ 保安水準担保のため、消費機器の自主保安に関する個社独自の情報を要求される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ Excel・CSV形式によるファイル共有を許容してもらえず、PDF形式といったデータの読み取りが困難な形式でのやりとりを指定される。 ◆ メールアドレスを持っていないあるいは機密情報漏洩防止のため、郵送、FAXでの帳票提出を求められる。
②レイアウト	④その他
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 手続きに用いるスイッチング申込み票や消費機器調査票などについて、導管事業者オリジナルのフォーマットを指定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ スwitching申込の期限（目安は「検針日の5営業日前」まで）や閉開栓報告の期限（目安は「速やかに」報告）が導管事業者毎に異なる場合がある。 ◆ 供給地点特定番号が17桁でない、17桁であっても前3桁が導管コードとなっていない。

第23図表 ガスのスイッチング環境等の整備に向けた方針と具体的なアクション

①要求情報		③情報共有手段	
方針	◆ 必要情報・不要情報の明確化（全社で認識を統一）	方針	◆ 原則として、電子データでのやりとり ◆ 各社の事情に応じて達成までの期間に一定期間の猶予を認めることも許容
アクション	◆ 必要情報・不要情報の精査	アクション	◆ 電子データ授受ルールの策定（事前連絡、拝受確認連絡など）
②レイアウト		④その他（申込期限、供給地点特定番号）	
方針	◆ （共通仕様APIで連携したシステム対応を予定している大手ガス会社等を除く）全社の統一	方針	◆ 申込期限を統一 ◆ 供給地点特定番号を17桁（前3桁は導管事業者コード）に統一
アクション	◆ 共通レイアウトの作成 ◆ フォーマットのレイアウトは、1顧客1ファイルから複数顧客1ファイルへ変更	アクション	◆ 異なる申込期限設定を許容する条件の明確化

6. 広報/消費者対策

電力の小売全面自由化開始後も、消費者が正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要である。

こうした意識のもと、当委員会では、各種講演会における講演やテレビ・新聞などのメディアを通じた広報など、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。

また、昨年度に引き続き、消費者保護強化のため、当委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

具体的には、昨年度に引き続き、電力及びガス小売全面自由化に関して、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信した。また、国民生活センターと連携した研修会、勉強会を随時実施した。